

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年2月12日

**【四半期会計期間】** 第28期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

**【会社名】** 株式会社免疫生物研究所

**【英訳名】** Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 清藤 勉

**【本店の所在の場所】** 群馬県高崎市あら町5番地1

**【電話番号】** 027-310-8040(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務経理部長 中川 正人

**【最寄りの連絡場所】** 群馬県高崎市あら町5番地1

**【電話番号】** 027-310-8040(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務経理部長 中川 正人

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 提出会社の経営指標等

回次	第27期 第3四半期 累計期間	第28期 第3四半期 累計期間	第27期 第3四半期 会計期間	第28期 第3四半期 会計期間	第27期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	763,684	708,373	238,273	260,262	1,036,006
経常損失( ) (千円)	335,241	232,113	139,132	60,453	389,205
四半期(当期)純損失( ) (千円)	345,106	235,168	139,801	63,951	496,818
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	1,571,810	1,571,810	1,571,810
発行済株式総数 (株)	-	-	616,400	616,400	616,400
純資産額 (千円)	-	-	2,537,266	2,149,488	2,385,097
総資産額 (千円)	-	-	2,763,237	2,353,935	2,611,756
1株当たり純資産額 (円)	-	-	4,116.27	3,487.19	3,869.43
1株当たり四半期(当期)純損失金額( ) (円)	559.87	381.52	226.80	103.75	806.00
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	91.8	91.3	91.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	88,782	134,091	-	-	35,160
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	177,689	14,375	-	-	215,245
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	15,743	15,836	-	-	21,026
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	391,709	130,903	295,108
従業員数 (名)	-	-	70	66	68

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結会計期間等に係る連結経営指標等は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資損益については、損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	66 [10]
---------	------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の[ ]外書きは、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

区分	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
研究用試薬関連事業	42,779	2.4
抗体関連試薬販売	18,239	21.3
その他の試薬販売	6,685	44.2
試薬関連受託サービス	17,853	26.1
実験動物関連事業	14,146	3.5
疾患モデル動物販売	8,343	26.4
疾患モデル動物関連受託サービス	1,049	89.2
飼育・保管等サービス	4,752	71.7
医薬関連事業	9,730	5.7
体外診断用医薬品販売	9,730	5.7
合計	66,656	3.1

(注) 1 . 金額は、製造原価によっております。  
2 . 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社は、主として見込生産を行っているため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
研究用試薬関連事業	118,832	0.7
抗体関連試薬販売	73,236	19.2
その他の試薬販売	23,221	31.3
試薬関連受託サービス	22,374	42.5
実験動物関連事業	104,173	20.7
疾患モデル動物販売	100,390	18.7
疾患モデル動物関連受託サービス	273	77.5
飼育・保管等サービス	3,510	547.4
医薬関連事業	36,994	12.6
体外診断用医薬品販売	36,994	12.6
その他事業	262	76.1
合計	260,262	9.2

(注) 1 . 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主要な輸出先別の輸出高及び輸出割合は次のとおりであります。なお、( )内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	輸出高(千円)	割合(%)	輸出高(千円)	割合(%)
ドイツ	14,621	61.4	14,767	56.1
米国	5,958	25.0	8,703	33.0
その他	3,249	13.6	2,861	10.9
合計	23,828 (10.0%)	100.0	26,332 (10.1%)	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
第一三共(株)	36,384	15.3	24,066	9.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

- ・ 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況  
その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は、平成20年3月期及び平成21年3月期において継続して営業損失を計上しております。また、当事業年度の事業計画についても営業損失となっております。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### 1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間における我が国経済は、景気は全体として持ち直してきておりますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。先行きについては、当面、厳しい雇用情勢が続くとみられるものの、海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されております。一方、我々が業を営む業界においては、新政権の下、医療費抑制を目的とした医療制度改革が継続進展しており、業界内での企業競争の激化により経営環境はますます厳しい状況にあります。

当第3四半期会計期間の事業別の売上高の状況については、次のとおりであります。

研究用試薬関連事業は価格競争の激化による試薬関連受託サービスの受注減の影響はあるものの、利益率の高い自社製品の営業強化継続の結果、売上高は118,832千円(前年同四半期比0.7%増)となりました。当事業年度12月にはアルツハイマー型認知症研究支援として要望の高かったアミロイド(1-38)測定ELISAキットの開発に成功し、販売を開始いたしました。また、今期中にはアミロイドオリゴマー測定ELISAキットなどの開発を終え販売開始を予定しております。このように、アルツハイマー型認知症研究支援用のさらなる試薬ラインの充実を進め、売上向上を目指してまいります。

実験動物関連事業は、米国Taconic Farms, Inc.の新しい疾患モデル動物に対する需要が増加傾向にあり、売上高は104,173千円(前年同四半期比20.7%増)となりました。また今後、当事業年度8月より販売を開始しました自社開発製品であるアルツハイマー型認知症疾患モデルマウスの受注増加が期待されま

す。  
医薬関連事業は、アステラス製薬(株)に権利譲渡した抗ヒトオステオポンチン抗体(2K1)において、アステラス製薬(株)と財団法人化学及血清療法研究所により進められてきました、中和ヒト化抗体を用いた関節リウマチ治療薬としての第Ⅰ相臨床試験において、総合的な試験結果の判断から同適応症での開発が中止とされ、今後は他の適応症への応用について検討することとなりました。このことから、関節リウマチ治療薬の開発に伴うマイルストーン契約料の収入は、今後発生しないこととなりました。一方、米国Intellect Neurosciences, Inc.に権利譲渡した抗ヒトアミロイドβ抗体(82E1)のアルツハイマー型認知症治療薬における治療用ヒト化抗体の開発は継続して順調に進んでおります。その他、体外診断用医薬品タゴシッドTDMキットは安定的な販売を継続しております。また、動物用体外診断用医薬品の製造委託の受注増もあり、売上高は36,994千円(前年同四半期比12.6%増)となりました。

その他事業は、水溶性クレアチン水の販売における売上高が262千円(前年同四半期比76.1%減)にとどまっております。さらに将来の高収益を見込む事業として今後も販売を継続してまいります。

これらの結果、売上高は260,262千円(前年同四半期比9.2%増)、営業損失は60,110千円(前年同四半期は139,989千円の営業損失)、経常損失は60,453千円(前年同四半期は139,132千円の経常損失)、四半期純損失は63,951千円(前年同四半期は139,801千円の四半期純損失)となりました。

このような厳しい状況が続く中、当社は、自社製品の開発、製造、および販売の強化、抗体医薬品シーズの研究開発強化、新規生産技術開発の構築、三笠研究所(北海道三笠市)によるモデル動物の製造強化、その他事業の発展を目指すとともに、経費面においては、人件費を含めたより一層の経費削減への取り組みを行ってまいります。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第3四半期会計期間末における資産の残高は、前事業年度末比9.9%減の2,353,935千円となりました。これは主に、有価証券の売却による減少175,883千円及び投資有価証券の売却等による減少55,399千円によるものであります。

### (負債)

当第3四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末比9.8%減の204,447千円となりました。これは主に、賞与引当金の減少13,444千円及び長期借入金の返済15,000千円によるものであります。

### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末比9.9%減の2,149,488千円となりました。これは主に、第3四半期純損失の計上によるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、第2四半期会計期間末に比べ6,009千円減少し、130,903千円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は53,877千円（前第3四半期会計期間は73,143千円の減少）となりました。前第3四半期会計期間と比較して19,266千円増加した主な要因は、前第3四半期会計期間末に比べた卸資産の減少幅が縮小したこと及び売上債権の増加があったものの、仕入債務の増加があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により増加した資金は53,152千円（前第3四半期会計期間は37,545千円の減少）となりました。前第3四半期会計期間と比較して90,698千円増加した主な要因は、無形固定資産の取得による支出がなかったこと及び投資有価証券の売却による収入があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により減少した資金は5,278千円（前第3四半期会計期間は5,278千円の減少）となりました。当第3四半期会計期間の減少の主な要因は、長期借入金の返済による支出が5,000千円あったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間の研究開発費の総額は72,985千円であります。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、平成20年3月期及び平成21年3月期において継続して営業損失を計上しております。また、当事業年度の事業計画についても営業損失となっております。係る状況のもと、当社は、当該状況を解消し営業利益の黒字化を図るため、「中期経営計画」を策定（平成21年10月26日公表）し、下記の施策を一つ一つ着実に実行し、平成23年3月期において営業キャッシュ・フローの黒字化、平成24年3月期において営業利益の黒字化を図ってまいります。

安定した収益源の確保

〔既存事業の建て直し〕

ア 研究用試薬関連事業

差別化の出来る自社開発の抗体や測定キット製品群の売上が増加の傾向にあり、今後さらに自社独自の新製品の開発を推進してまいります。

イ 実験動物関連事業

販売価格の見直し等を行い営業体制を強化した結果、受注増の傾向となり、今後の安定した収入源になるものと確信しております。

また、これらの新製品にかかわる繁殖飼育などの疾患モデル動物受託を積極的に行うことにより、さらなる収入増が見込まれます。

ウ 医薬関連事業

㈱ニッピと共同で、牛海綿状脳症(BSE)の原因とされる異常型プリオンタンパク質の測定キットを動物用体外診断用医薬品として開発いたしました(平成18年11月農林水産省承認)。現在当社は、㈱ニッピから製造委託を受け、本製品の供給をいたしております。本製品は既存製品と比較して、安価かつ簡便に検査が出来るという特長を有していることから、市場での評価が高く、来期は受注の大幅増を計画しております。

〔新たな収益源パイプラインについて〕

#### ア CCL8について

骨髄移植の合併症である移植片対宿主病で上昇する新たなマーカーであるCCL8/MCP-2の測定キットの開発をいたしました（平成21年1月26日公表）。現在、診断薬に向けたライセンス契約締結に向けて具体的な交渉を進めております。

#### イ ガレクチン - 3 について

ビージーメディシン社（本社：米国ウォルサム市）が現在行っている、うっ血性心不全の体外診断用医薬品開発用として、当社開発の抗ヒトガレクチン - 3モノクローナル抗体を長期間供給するという独占契約を締結しております（平成21年1月28日公表）。将来、このような新しい心不全の予測マーカーが体外診断用医薬品として全世界で上市されることで、新たな収入源となることが期待されます。

#### ウ 新規タンパク質製造技術について

平成21年7月より㈱ネオシルクを子会社化し、同社の保有するトランスジェニックカイコ（以下、「TGカイコ」という。）による有用生理活性タンパク質の製造技術を生かした製品開発・販売を進めてまいります。一方、TGカイコの大量生産体制の構築に関しては、群馬県蚕糸技術センターと共同研究を開始しております。将来、ヒト化抗体開発を目指した基礎研究および生産体制の具体化を進めてまいります。

#### エ 補助金について

現在、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）プロジェクトに参画中であり、また新たな公的補助金の公募に積極的に取り組み、これまで構築してきた種々の大学・公的研究機関との連携体制を基に研究開発を進め、実用化を推進してまいります。

経営の効率化およびコスト削減

#### 〔高崎本社と藤岡研究所との統合〕

高崎本社を藤岡研究所に統合することにより、間接部門の合理化を図り、また経営・販売・製造の一体化を推進し、製品品質の向上および製品供給スピードの向上を目指します。

#### 〔新システムの構築〕

平成22年度より新システムを稼働させ、社員のポテンシャルを最大限に発揮するためにシステム環境整備を推進し、経営の合理化・信頼性を確保いたします。

#### 〔研究開発課題の選択と集中〕

従来より藤岡研究所で進めてまいりました抗体医薬シーズに対する研究開発を三笠研究所に集約してまいります。このことより、三笠研究所は疾患モデル動物の開発も含め研究開発の拠点となります。

一方、抗体やEIA測定キットなどを中心とした研究用試薬関連の商品開発は藤岡研究所に集約し、研究用試薬関連商品の開発効率化を図ります。

医薬シーズパイプライン

三笠研究所において、共同研究先の大学および研究機関と密接に研究開発を進め、年間に少なくとも1つの医薬シーズ開発を目指し、以後製薬企業への導出を進めてまいります。



### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	616,400	616,400	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	単元株式数10株 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	616,400	616,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)	
区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	174(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	17,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき330,000
新株予約権の行使期間	平成17年11月6日から平成22年11月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,300 資本組入額 1,650
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は300個であり、平成16年4月2日開催の取締役会決議において全300個を付与しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。
- 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

## 新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成16年11月26日開催の取締役会決議において20個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

## 新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年2月15日開催の取締役会決議において30個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月5日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年3月15日開催の取締役会決議において5個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	616,400	-	1,571,810	-	1,416,578

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 616,320	61,632	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 80	-	-
発行済株式総数	616,400	-	-
総株主の議決権	-	61,632	-

(注) 「単元未満株式」には自己株式が5株含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,090	3,000	2,245	1,980	3,280	2,960	2,200	1,640	1,431
最低(円)	805	1,290	1,350	1,530	1,635	1,819	1,500	1,100	1,160

(注) 株価は、大阪証券取引所（ヘラクレス）におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.0%
売上高基準	0.5%
利益基準	4.8%
利益剰余金基準	1.4%

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	141,497	137,299
受取手形及び売掛金	2 241,920	249,516
有価証券	-	175,883
商品及び製品	52,182	51,077
仕掛品	109,503	106,389
原材料及び貯蔵品	62,498	54,551
未収還付法人税等	-	502
その他	6,671	24,019
貸倒引当金	80	48
流動資産合計	614,194	799,191
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 720,018	1 760,323
土地	403,788	403,788
その他(純額)	1 103,578	1 117,431
有形固定資産合計	1,227,386	1,281,543
無形固定資産		
投資その他の資産	139,243	125,337
投資有価証券	275,466	330,865
その他	98,335	77,376
貸倒引当金	691	2,558
投資その他の資産合計	373,110	405,684
固定資産合計	1,739,740	1,812,565
資産合計	2,353,935	2,611,756
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,028	31,805
1年内返済予定の長期借入金	20,000	20,000
未払法人税等	3,423	5,701
賞与引当金	1,310	14,754
その他	81,537	83,534
流動負債合計	150,300	155,796
固定負債		
長期借入金	50,000	65,000
退職給付引当金	151	392
その他	3,995	5,469
固定負債合計	54,146	70,862
負債合計	204,447	226,658

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,571,810	1,571,810
資本剰余金	1,416,578	1,416,578
利益剰余金	826,340	591,172
自己株式	4	4
株主資本合計	2,162,042	2,397,211
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,554	12,114
評価・換算差額等合計	12,554	12,114
純資産合計	2,149,488	2,385,097
負債純資産合計	2,353,935	2,611,756

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	763,684	708,373
売上原価	428,155	398,690
売上総利益	335,528	309,682
販売費及び一般管理費	667,323	543,396
営業損失( )	331,795	233,714
営業外収益		
受取利息	616	519
受取配当金	604	37
保険解約返戻金	1,796	2,264
その他	1,496	1,163
営業外収益合計	4,513	3,984
営業外費用		
支払利息	1,314	1,046
為替差損	6,604	1,308
その他	41	29
営業外費用合計	7,959	2,383
経常損失( )	335,241	232,113
特別利益		
固定資産売却益	843	-
賞与引当金戻入額	8,220	-
貸倒引当金戻入額	-	1,866
その他	1,097	-
特別利益合計	10,161	1,866
特別損失		
固定資産売却損	3,910	-
たな卸資産評価損	12,865	-
投資有価証券売却損	-	2,843
その他	1,033	121
特別損失合計	17,809	2,964
税引前四半期純損失( )	342,889	233,210
法人税、住民税及び事業税	2,217	1,958
法人税等合計	2,217	1,958
四半期純損失( )	345,106	235,168

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	238,273	260,262
売上原価	165,714	153,120
売上総利益	72,558	107,141
販売費及び一般管理費	212,547	167,252
営業損失( )	139,989	60,110
営業外収益		
受取利息	148	193
受取配当金	162	-
保険解約返戻金	294	1,424
為替差益	563	-
その他	114	126
営業外収益合計	1,284	1,744
営業外費用		
支払利息	417	327
為替差損	-	1,759
その他	9	-
営業外費用合計	427	2,087
経常損失( )	139,132	60,453
特別損失		
投資有価証券売却損	-	2,843
その他	-	7
特別損失合計	-	2,850
税引前四半期純損失( )	139,132	63,304
法人税、住民税及び事業税	668	647
法人税等合計	668	647
四半期純損失( )	139,801	63,951

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純損失( )	342,889	233,210
減価償却費	94,809	83,356
貸倒引当金の増減額( は減少)	500	1,835
賞与引当金の増減額( は減少)	24,105	13,444
退職給付引当金の増減額( は減少)	615	241
受取利息及び受取配当金	1,221	557
支払利息	1,314	1,046
為替差損益( は益)	4,197	98
有形固定資産売却損益( は益)	3,067	-
売上債権の増減額( は増加)	269,049	7,596
たな卸資産の増減額( は増加)	35,136	12,167
仕入債務の増減額( は減少)	9,722	12,223
破産更生債権等の増減額( は増加)	-	1,866
その他	31,242	24,181
小計	59,762	131,282
利息及び配当金の受取額	1,141	541
利息の支払額	1,273	1,009
補助金の受取額	49	163
法人税等の支払額	1,941	2,769
法人税等の還付額	31,044	264
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,782	134,091
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	14,573	14,594
定期預金の払戻による収入	10,045	22,073
有形固定資産の取得による支出	10,925	11,110
有形固定資産の売却による収入	6,009	-
無形固定資産の取得による支出	75,904	35,280
投資有価証券の取得による支出	66,250	-
投資有価証券の売却による収入	-	50,000
関係会社株式の取得による支出	30,000	15,450
関係会社貸付けによる支出	-	14,000
貸付金の回収による収入	-	4,000
その他	3,909	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	177,689	14,375
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	15,000	15,000
その他	743	836
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,743	15,836
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,197	98
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	108,848	164,204
現金及び現金同等物の期首残高	500,557	295,108
現金及び現金同等物の四半期末残高	391,709	130,903

【表示方法の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期損益計算書関係) 前第3四半期累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は特別利益の100分の20を超えたため、当第3四半期累計期間では区分掲記することになりました。なお、前第3四半期累計期間における特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は500千円であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(たな卸資産の評価方法) 当第3四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、一部実地たな卸を省略し、前事業年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
(固定資産の減価償却費の算定方法) 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 989,306千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 922,928千円
2. 四半期会計期間末日満期手形 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期末残高に含まれております。 受取手形 6,648千円	2.

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの 賞与引当金繰入額 1,579千円 研究開発費 248,115千円	販売費及び一般管理費の主なもの 賞与引当金繰入額 565千円 研究開発費 219,030千円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの 研究開発費 73,185千円	販売費及び一般管理費の主なもの 研究開発費 72,985千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高と 当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係(平成20年12月31日現在)	現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高と 当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係(平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 232,438千円	現金及び預金勘定 141,497千円
有価証券勘定 175,844千円	預入期間が3か月を超える定期預金 10,594千円
計 408,283千円	現金及び現金同等物 130,903千円
預入期間が3か月を超える定期預金 16,573千円	
現金及び現金同等物 391,709千円	

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	616,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	5

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当社の所有する有価証券は、会社の事業の運営において重要なものではないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)
関連会社はありますが、損益等からみて重要性の乏しい 関連会社であるため記載を省略しております。	同左



### 第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)
関連会社はありますが、損益等からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。	同左

### 開示対象特別目的会社に関する事項

当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)
当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

#### (1株当たり情報)

#### 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
3,487.19円	3,869.43円

#### 2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

#### 第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 559.87円	1株当たり四半期純損失金額 381.52円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期損益計算書上の四半期純損失( ) (千円)	345,106	235,168
普通株式に係る四半期純損失( ) (千円)	345,106	235,168
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	616,400	616,395

### 第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 226.80円	1株当たり四半期純損失金額 103.75円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2. 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額		
四半期損益計算書上の四半期純損失( )(千円)	139,801	63,951
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	139,801	63,951
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	616,400	616,395

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

株式会社 免疫生物研究所  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 禎 良

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 茂 喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桂川 修 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第27期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社 免疫生物研究所  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 茂 喜  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 川 修 一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。